

総 社 市 教 育 委 員 会 会 議 録

1 開 会 令和7年7月22日 午後 2時00分

2 閉 会 令和7年7月22日 午後 3時00分

3 場 所 市役所6階 602会議室

4 出席又は欠席した委員

出席委員

教育長	久 山 延 司
教育長職務代理者	三 宅 眞砂子
委 員	児 島 塊太郎
委 員	三 上 啓 子
委 員	瀬 尾 英 子

5 会議に出席した者

教育部長	江 口 真 弓
教育部参事兼教育総務課長	
	藤 原 直 樹
教育部参事兼部活動改革推進室長	
	矢 吹 慎 一
学校教育課長	村 山 俊
こども夢づくり課長	大 西 隆 之
教育総務課長補佐	前 原 夕美子

6 会議録署名委員

久 山 延 司	三 宅 眞砂子
---------	---------

7 付議事件

議案第17号 令和8年度使用特別支援学級教科用図書の採択について 原案可決

8 議事の大要 別紙のとおり

【開会 午後2時00分】

◆久山教育長 ただいまから教育委員会を開会いたします。この教育委員会には、議案1件が付議されております。では、まず、議事録の署名委員についてであります。会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、私のほか出席委員中、三宅委員にお願いします。

それでは、議案第17号「令和8年度使用特別支援学級教科用図書の採択について」の審議に入ります。この件については、教科用図書に係る議案であり、案件の内容から非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

◆久山教育長 それでは、この件の審議は非公開といたします。関係職員以外は退席願います。

【関係職員以外退席】

◆久山教育長 議案第17号「令和8年度使用特別支援学級教科用図書の採択について」事務局から説明願います。

【非公開審議】

◆久山教育長 それでは、教育長報告ということですが、国の動向について、資料を基に少しお話をさせていただきます。裏表印刷にしている資料をご覧ください。右肩に令和7年7月と書いてある方をご覧ください。「教師を取り巻く環境整備に関する総合的な方策」ということで、新聞等で昨年度から報道されていましたが、給特法改正という、給特法というのがすごく長い名称なのです。「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」という法律があります。主に、教職調整額、教員は一般の行政職員よりも本俸の4%を教職調整額として支給しています。これは、手当ではなくて、給与の一部として支給されているということです。4%は期末勤勉手当、いわゆるボーナスや退職金にも反映される形で支給されています。これが長いこと続いていたわけです。その代わりに時間外勤務手当は支給しないというふうに、この法律にも書かれています。時間外手当は、教員は出ません。その代わりに4%の上乗せがある、そういうような仕組みで長くやってきました。近年、教員の時間外勤務が多い、それから非常に精神的にも負担が重いというようなことが、多くのメディアで報道されています。実際そうだと思います。そういうことによって、教員採用試験の競争倍率もかなり下がっている。そういうことから、この法律が改正に至りました。2026年1月、ですから今年度1月の給料から改訂され、5%になる。それから年次ごとに1%ずつ上がっていったら、2030年度には10%、そういう仕組みに変わっていきます。それがこの法改正によって、一番大きく変わることです。それも含めて、今年25年度から30年度までの間の、国が、文科省が計画しているいろんな改革の工程表がこの資料です。

区分の上側が指導・運営体制の充実、下側が教師の処遇改善。大きなところだけ説明させていただきますが、小学校４年生の教科担任制、今まで５年生・６年生で教科担任制を進めるということで、国が定数加配を行って進めてきました。これを４年生まで拡大していくということであります。それから、中学校の生徒指導担当教員の拡充ということで、生徒指導に関する加配を増やしていくということです。小学校３５人学級の推進というのは、もう法改正で３５人になっていますので、ここまでやってきたということですね。ここからは、中学校が３５人学級化していきます。２６年度が１年生、２７年度が２年生、２８年度が３年生というふうに、年次的に３５人学級にしていきます。実際には、非常に大きいところなのですが、これまでも加配によって、学級編成の弾力化というふうに呼んでいるのですが、３６人以上の学級に関して、その学年が３６人以上だったとすると４０人学級だったら３６人なのだけど、それを弾力化して３５人以下に、もう１学級増やすことによって、１学級の人数を減らす、そういうことができる。３５人以下学級を、加配を活用して作っていく。それは、それぞれの市町村教育委員会の判断でということで、学校と協議しながらやってきました。今も弾力化、東西中は主に対象になるわけですが、弾力化をして３５人学級にほとんどはしております。今現在、３６人以上の学級は、西中の３年生のみです。ちょうど３６人だったと思いますけど。ほとんどはすでに３５人学級になっている状況であります。これが法律でもそうなるというふうに変っていきます。あとは、通級指導とか、日本語指導、こういうような加配も国の方で計画しているということです。この、９９０人とか１０００人とかいうのは、全国でということですし、概算要求で出すという人数ですので、ここから財務省の折衝を経てということになりますから、最終的にどれだけ導入することになるか分からないですけど、そういう状況であります。方向としては義務教育全てが３５人学級になっていくということであります。それから２段目のところですが、主務教諭の任用・配置ということです。岡山県では平成２１年に新たな職として、副校長と主幹教諭と指導教諭、これを設置しました。早いところは２０年だったかと思います。岡山県も決して遅くはないのです。法改正によって、そういう新たな職をつくっています。給与の級は、副校長は教頭と同じ３級です。主幹教諭と指導教諭は、教諭は２級なのですが、教諭と教頭の間の特２級という級を新設して、その給料表を適用しているということで、新たな職として運用されてきたわけですが、ここで主務教諭というものをつくるという方向で、設置するかどうかというのは都道府県の教育委員会の判断ということになるのですが、つくることができる、置くことができるということになります。総社市に配置されるようになるかどうかというのは、これから県教委の判断と、県が設置するということであれば、総社市に設置かどうかということは、県教委と相談していくということになります。それから、教員業務支援員、業務アシスタントと岡山県では呼んでいますが、そういう職の充実を一層進めていくということです。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等の配置充実、効果的な活用の推進ということで、こういうことも力を入れていくということ。予算的な措置を広げていくという文科省の考えです。その下は先ほど申しました、５％から１

0%に年次的に引き上げていく教職調整額です。それからもう一つ大きなところで、学級担任への手当の加算、学級担任には、主任手当というのがあるのですが、学級担任への手当を新設するということが考えられています。その代わり給料の調整額4分の1縮減と書いていますが、教員の給料というのは非常に複雑な仕組みになっておりまして、先ほど申しました給特法で4%を支給するというのもあるのですが、もう一つ、人材確保法というのがあります。これは、給与の号給によって幅があるのですが、いくらかの上乗せが4%以外にもあります。数千円くらいの額だったと思いますが、それを縮減する、それを少なくする。それを担任手当てに充てるということで、担任と担任以外との差をいくらかつけるというような仕組みが考えられています。それから、部活動改革のところで、当初考えられていた改革推進期間が今年で終了します。そこから、2026年度から28年度までが、改革実行期間の前期ということで、まだ地域展開、地域移行が進んでいないところはそれに着手していくということ。それを検証して、改革実行期間の後期、29年度から31年度ということで、これは、休日は原則すべての部活動で地域展開をするというような計画が発表されています。主だったことを今、お話をさせていただきました。これは、法で定められている部分と、文科省の方針という部分もあるのですが、こういうふうに関係な面で改革が進んでいくということでもあります。お金がかかることに関しては、財務省との折衝があって、国会を通して初めて決定ということになりますけれども、今のところこういうふうと考えられているということでもあります。裏は、重複したものもありますけど、参考にいただければと思います。それからもう一件。今年度に入ってから最近、6月くらいですかね。教職員の不祥事、しかもわいせつな感じで盗撮した画像を拡散するとか、教員を限定して10人くらいで共有していたとか、そういうような問題。それと時期を同じくして、他の教員のわいせつ関係の不祥事も報道されています。そういう中で、被害にあった子どもが確実に訴えると言いますか、こういうことをされて悩んでいるとか、そういうことが相談できているか、という問題があります。もちろん絶対あってはいけないことですが、もしあった時に子どもが声を上げることができる、そういう環境をつくっていかないといけないということで、市町村教育委員会に方法は任されている部分はあるのですが、今まで毎月、子どもたちに対して教育相談アンケートをどこの学校もしています。そのアンケートの項目に、新たに性的な、明らかに被害ではないかもしれないけど、内容はともかく、嫌だったとか、怖かったとか、そういうことが書けるような項目を加えようと考えています。アンケートの項目に、具体的にどのような文言にするかはこれから検討するのですが、教員から何かされたことがあるとか、それだけのアンケートを別にするよりも、これまでのアンケートの中に入れた方が答えやすいのかなと思っています。そういう方向で考えていますが、何かご意見等がありましたらお願いしたいと思います。それ以外では、執務環境と言いますか、生徒指導でこれまでも密室で、1対1で指導することはないようにということ是一直言っていますが、その徹底を校長会で呼びかけていくということをしていきたいと思ひますし、教員の校内研修も強化していきたいというふうに思ひています。以上2件、今日はお話をさせていただきました

ました。何かご質問がありましたらお願いします。

◆**三宅委員** もしもそういった事例が上がってきた場合の、対応の仕方が非常に難しいのではないかと思いますのですが、先日勉強会があったのですが、もしもそのようなことがあったら、根掘り葉掘り聞くのではなくて、すぐ専門家の方に相談しないと、いろいろ聞いているうちに被害にあった子どもの中で、別の記憶が出来上がってくる。深刻な場合は特別なことになる。嫌だったという簡単なことであれば、アンケートすればいいと思うのですが、専門家の方に相談する必要があるかなと感じました。

◆**久山教育長** これまでもスクールカウンセラー等に協力をいただきながら対応をしてきたわけですが、アンケートの項目に入れるということは、実際にそういうことが上がってくると想定しておかないといけないので、カウンセラー等の準備も併せてしておくということで、今ご意見をいただいたような方法で準備をしていきたいと思います。

◆**三上委員** アンケートですけど、今まで学校がやっていたもののの中に項目を入れるということですか。今まで、教育相談的なアンケートを取った場合に、それは担任が見てきました。それを見て、学級の様子であるとか、子どもの悩みだとかそういうものを見て、今後の対応とか教育相談に持って行くとか、カウンセラーと結び付けるとか、してきましたけど、担任が最初に把握するということに関して、どうなのでしょう。

◆**久山教育長** そこも工夫しないといけないと思うのです。今、学校によって端末を使っているところが増えてきていると思うのです。端末を使うことによって、担任だけではなくて、同時に複数の教員が確認できる、そういうふうにしていかないといけないと思うのです。担任だけが、時間差があるといけないので。端末ですることによって、把握の時間差がないように、複数でチェックできる体制にしていかないといけないですね。

◆**三上委員** なかなか書きにくさがありますよね。いろんな先生に見られるということになると、子どもが伝えやすい、いい方法があるかなと思うのですが。

◆**久山教育長** 今、定期的な月1回のアンケートと、端末を利用して学校にメールを送るという把握の仕方もあるのです。教頭がチェックするようになっていっていると思います。そこから校長と相談したうえで上がってきたら、どういうふうに対応するかと相談したうえで、必要な教員に情報共有していった対応していくという。両方を合わせて周知していかないといけないでしょうね。多くの先生に同時に見られるということに抵抗がある子についてはこちらへ、ということも指導というか周知していかないといけないと思います。

◆**三上委員** 子供が本当に安心して書ける、伝えることができる体制と、選択肢がいくつかあるような対応を考えていただけるようでしたら。その後の、三宅先生がおっしゃったような、専門家がいかに関わってくるかというあたりも。

◆**久山教育長** 新しいアプリを入れることも考えています。ただどちらにしても、だれが点検するか、だれがチェックするかというのは、結局は個人が見るわけですので。こういうことも併せて考えていかないといけないですね。

◆**三上委員** いじめも把握をするところが難しいというところであったので。

◆久山教育長 そのほか何か、ご質問、ご意見はございませんか。

◆児島委員 先ほどの、「教師を取り巻く環境整備」ということですが、「保育士を取り巻く環境整備」というのはないのですか。

◆久山教育長 「教師を取り巻く」ということで、項目によっては幼稚園も関係があるところはあるのですが、保育士はまた違うのです。文科省でないというのもあって。教職調整額について前にお話したことがあると思うのですが、幼稚園は対象外なのです。幼稚園は、教職調整額が５％から１０％にだんだん上がっていく対象にはならない。４％のままということで、概ね４％程度高い給料にはなっていますが、そのところをどういうふうにしていくか研究している状況です。

◆三宅委員 よろしいですか。教師というのは公務員ですよね。保育士さんは公務員でない方も多から、そういうのになじまないのかなと思います。いろんな方でも、医師の働き方の改革とか、看護師のなんとかと言って、診療報酬の方から何パーセントか来るようになって。看護師さんの残業の話も出ていますが、いろんなところでそういうことをやっていますが、なかなか難しいと感じました。

◆児島委員 資格が必要じゃないですか。看護師さんでも保育士さんでも。立場があまり変わらないような気がしますけど。組織に所属しているか、していないかで違うかもしれないけど。

◆三宅委員 財務省がお金を出さないようにしているのかもしれないですけど。

◆三上委員 少しずつ教員の環境改善が実現していけば、疲労困憊ではなく、教員が意欲を持って働ける環境整備には、お金もかかる、予算的にも必要でしょうけど。

◆久山教育長 これと併せて、時間外勤務のことも、管理職の勤務時間管理ということがすごく強く言われている状況です。

◆瀬尾委員 私のところは１分単位でつきます。１分でも超えたら残業がつきます。今までには１５分単位だったのですが、それだとプラス１０分、１２分、１３分までは働けると言って働く方がおられるので、１分単位でつくので、時間を過ぎたら帰る、という感じです。

◆三宅委員 終わらない場合は、誰かが。

◆瀬尾委員 誰かが代わるというふうにしてくださいと。大変です。なかなかそんなに帰れるわけではないので、計算してどうにか終わるように。

◆久山教育長 意識改革というか、それが必要でしょうね。この教職調整額の引き上げに合わせて、時間外勤務を、月３０時間を目標にと言われておりますから、３０時間と言ったら、今は４５時間以内になかなか収まらないような状況が続いていますから、そこからまだ時間外勤務を削減していかないといけない。働き方というか、教員の仕事そのものを見直していかないといけないというところなのでしょうね。ほかにありませんか。よろしいですか。私からは以上で終わります。そのほか、事務局の方から報告はありませんでしょうか。

◆村山学校教育課長 失礼いたします。項目立てはしてありませんが、放課後児童クラブの進捗状況をご報告させていただきます。増建築の状況ですが、総社東小学校区施設の方が完成い

たしまして、6月30日に現在の運営員会に施設の引き渡しをしました。すでに今年度に入って、総社東小学校の部屋を利用していた児童が移って、利用をしているという状況です。また、常盤小学校区の増設は、概ね計画通りに進んでおりまして、8月上旬にはクラブに引き渡す予定です。総社中央小学校区は、建築に係る申請書等の書類の準備段階でございます。12月末の完成予定です。次に、今年度末をもって、指定管理期間が終了になり、来年度からの放課後児童クラブの管理運営方針についての進捗状況です。現在各クラブを運営している、運営委員会から今後の方針ですとかを聞き取り調査をして、選定委員会の準備を進めております。8月4日に第1回目の選定委員会を開き、放課後児童クラブの管理運営方法について選定委員会にお諮りし、この回答を受けて教育委員会で議案としてお伺いする予定です。今のところ議案としてこちらでお示しするのは、10月か11月の教育委員会の予定です。

◆久山教育長 そのほかありませんか。よろしいですか。先ほどの、放課後児童クラブの説明について、何かご質問、ご意見はありますか。よろしいですか。先日、7月4日の山陽新聞に三宅委員さんが大きく出ておりました。読ませていただきました。いろいろこの会でも、感染症に関していち早く情報をいただいているわけですけど、我々は情報をできるだけタイムリーに学校へ、学校を通じて保護者にも知らせていくということをこれからもしていきたいと思います。今日は、ご紹介ということで。

◆三宅委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

◆久山教育長 これからもよろしくお願いします。

それでは、次回の教育委員会の日程ですが、8月18日（月）午後2時30分から、市役所6階602会議室で開催いたします。

次に、9月の教育委員会の日程を調整したいと思いますので、事務局から提案願います。

9月の教育委員会について日程調整

◆久山教育長 それでは、9月の教育委員会は、9月22日（月）午後2時から市役所6階602会議室で開催いたします。

これで審議がすべて終了いたしましたので、本日の教育委員会を閉会いたします。

【閉会 午後3時00分】